証券コード　2762
平成28年９月２日

株　主　各　位

東京都豊島区南池袋三丁目９番５号
サトミビル
株式会社三光マーケティングフーズ
代表取締役社長　平　林　隆　広

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第40期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年９月20日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年９月21日（水曜日）午前10時（受付開始午前９時）
2. **場　　所**　東京都新宿区西新宿二丁目７番２号
　ハイアットリージェンシー東京　地下１階
　「センチュリールーム」（末尾のご案内図をご覧ください）
3. **目的事項**
　報告事項　第40期（平成27年７月１日から平成28年６月30日まで）
　事業報告および計算書類報告の件
　決議事項　**第１号議案**　剰余金処分の件
　第２号議案　定款一部変更の件
　第３号議案　取締役６名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎お土産をご用意しておりますが、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し、１個とさせていただきます。
◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.sankofoods.com/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年７月１日から
平成28年６月30日まで）

1. 会 社 の 現 況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀の金融緩和を背景に企業収益や雇用情勢は緩やかな回復基調にありますが、不安定な海外経済の動向や日銀によるマイナス金利導入等の影響もあり、経済環境は依然として不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、訪日外国人の増加による客数の押し上げ効果がみられたものの、原材料価格高騰等による商品価格値上げの影響は家計への負担感を強めております。また、消費の二極化が顕著になり、日常の消費に対する節約志向が強まる等、厳しい環境が続いております。加えて、「人件費の増加」、「食の安心・安全への関心の高まり」、「業種・業態の垣根を越えた競争の激化」等、様々な課題に直面しており、きめ細かく俊敏な対応が必要となってきております。

このような中、当社では市場環境や競争環境の変化に業態・店舗ならびに商品・サービスを適合させていくことが重要であると捉え、主に以下の２点について取り組んでまいりました。

（ⅰ） 既存の各業態のコンセプトをお客様視点から再定義し、そのコンセプトをそれぞれの店舗で具現化するため地域に合わせた業態へ転換し、差別性のある商品の開発および接客サービスの向上に取り組みました。さらに、人材力の強化に向けてオペレーションにとどまらず、当社理念の浸透を図るべく、従業員への教育を実施してまいりました。

（ⅱ） 焼き鳥をメインに据えた本格品質の大衆酒場「アカマル屋」を拡大するとともに、次代に向けて、生パスタと厳選ワインを気軽に楽しめる「元祖壁の穴」、安心・安全な厳選素材を店内で炊き上げたカスタードを主役とした「Custard Lab Tokyo」等、様々な実験を行ってまいりました。

以上の取り組みにより、店舗の出店および退店等につきましては、12店舗の新規出店、３店舗の業態転換および契約期間満了等により９店舗の閉店を実施いたしました。

売上高は、前年度に大幅店舗再編を実施したことから、137億45百万円（前年同期比5.2％減）となりました。営業利益は継続的な改善傾向にあり、２億68百万円（前年同期は営業損失76百万円）、経常利益は３億24百万円（前年同期は経常利益14百万円）、当期純利益は２億94百万円（前年同期は当期純損失６億59百万円）となりました。

② 次期の見通し

平成29年６月期の見通しは、経済政策の効果を背景に緩やかな景気の回復基調が続くものと思われます。依然として個人消費の回復は不透明な状況であり、人件費の増加ならびに異業種を含めたさらなる競争の激化等、外食業界は優勝劣敗が明確になり、環境は一層厳しくなることが必至であります。この認識のもと、当社においては既存店の売上高および営業利益の向上を最優先としつつ、「新業態の開発」および「管理体制や仕組みの再構築」に取り組んでまいります。

以上により、売上高150億円（当期比9.1％増）、営業利益３億円（当期比11.8％増）、経常利益３億円（当期比7.5％減）、当期純利益１億円（当期比66.0％減）を見込んでおります。

業態別の売上状況は次のとおりであります。

なお、前事業年度までは「東方見聞録」「月の雫」「黄金の蔵（金の蔵を含む）」および「その他（東京チカラめし・楽釜製麺所・パスタママ・吉今・ＦＣ等）」に区分しておりましたが、当事業年度から「金の蔵・黄金の蔵」「月の雫・東方見聞録・吉今」「アカマル屋・バリバリ鶏」および「その他業態」に区分しております。

区　　分	第　39　期 （平成27年６月期）		第40期（当事業年度） （平成28年６月期）		前事業年度比	
	金　　額	構成比	金　　額	構成比	金　　額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
金の蔵・黄金の蔵	8,389,294	57.9	8,276,869	60.2	△112,425	△1.4
月の雫・東方見聞録・吉今	3,648,807	25.2	2,639,170	19.2	△1,009,636	△38.3
アカマル屋・バリバリ鶏	512,445	3.5	853,404	6.2	340,958	40.0
その他業態	1,942,075	13.4	1,975,790	14.4	33,714	1.7

③　設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は、新規出店によるものを中心に、５億44百万円であります。

④　資金調達の状況

該当事項はありません。

⑤　事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成27年10月８日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月25日を効力発生日として、当社を存続会社とし、株式会社三光ＦＣシステムズを消滅会社とする吸収合併を行っております。

⑧　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区　　分	第 37 期 (平成25年６月期)	第 38 期 (平成26年６月期)	第 39 期 (平成27年６月期)	第 40 期 (当事業年度) (平成28年６月期)
売　上　高(千円)	25,712,846	19,374,566	14,492,623	13,745,235
経常利益または経常損失（△）(千円)	13,092	△2,102,027	14,210	324,470
当期純利益または当期純損失（△）(千円)	△787,411	△4,735,984	△659,035	294,155
１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△）(円)	△5,473.07	△329.18	△45.81	20.45
総　資　産(千円)	18,269,194	12,890,471	11,551,770	11,328,296
純　資　産(千円)	14,085,107	9,119,091	8,227,043	8,286,293

（注）当社は、平成26年１月１日付で普通株式１株に対し普通株式100株の割合で株式分割を行いました。第38期における１株当たり当期純利益の金額は、第38期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が属する外食産業におきましては、人件費の増加、食品の安全性への規制強化、ならびに同業および異業種・異業態との競争が増すことは確実視され、経営環境はより厳しさを増すことが予想されます。このような経営環境の下、当社は以下の課題に取り組んでいく方針であります。

① ブランド価値、個店力の向上
② 柱となる新たな業態開発
③ 経営幹部候補の育成
④ 人材の確保・教育強化
⑤ 衛生管理体制の強化・徹底

株主の皆様におかれましては、今後一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成28年６月30日現在）

当社は、カジュアルで親しみやすい「金の蔵」、個室と手作り感を重視した「月の雫」や「東方見聞録」に加え、焼き鳥をメインに据えた大衆酒場「アカマル屋」、豪快な鳥料理を名物とした「バリバリ鶏」の各ブランドを柱とし、首都圏を中心に外食事業を展開しております。

(6) 主要な営業所等（平成28年６月30日現在）

本　　社　東京都豊島区

店　　舗　直営店123店舗（東京都82店舗、神奈川県12店舗、千葉県10店舗、埼玉県９店舗、愛知県１店舗、大阪府９店舗）

(7) 従業員の状況（平成28年６月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
316名	16名増	36.2歳	4.5年

（注）従業員数は、就業人員であります。また、上記の他に、当事業年度末日現在2,991名のアルバイトを雇用しております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成28年６月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　43,072,000株
(2) 発行済株式の総数　14,387,000株
(3) 株主数　22,285名
(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
平林隆広	2,766,000株	19.2%
有限会社神田コンサルティング	1,530,000	10.6
平林実	1,432,500	9.9
平林登志子	1,166,000	8.1
平林実人	1,048,000	7.2
アサヒビール株式会社	623,500	4.3
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	225,000	1.5
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	80,000	0.5
宝酒造株式会社	77,100	0.5
日本生命保険相互会社	40,000	0.2
株式会社マルゼン	40,000	0.2
麒麟麦酒株式会社	40,000	0.2

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況

① 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	平　林　隆　広	有限会社神田コンサルティング取締役
常務取締役	長　澤　成　博	執行役員
取　締　役	中　里　友　彦	執行役員第一営業本部長
取　締　役	桝　田　　直	スギホールディングス株式会社 代表取締役社長
取　締　役	和　田　弘　嗣	和田事務所代表
常勤監査役	中　村　弘　樹	
監　査　役	宮　川　勝　之	東京丸の内法律事務所パートナー
監　査　役	若　林　利　明	有限会社若林リサーチ代表取締役
監　査　役	岩　橋　　修	公益財団法人警察育英会専務理事 株式会社タクマ取締役（監査等委員）

（注）1. 取締役桝田直、和田弘嗣の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役宮川勝之、若林利明、岩橋修の３氏は、社外監査役であります。
3. 監査役宮川勝之氏は、弁護士としての長年の経験により会社法制に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役若林利明氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役岩橋修氏は、長年にわたり警察関連の仕事に携わり、各種のリスクマネジメントに関する豊富な経験と高い見識を有するものであります。
6. 取締役桝田直、和田弘嗣、監査役若林利明の３氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
7. 常務取締役長澤成博氏は、当社子会社であった株式会社三光ＦＣシステムズの代表取締役を兼職しておりましたが、平成27年12月25日付で同社が当社に吸収合併されたことに伴い同氏は同社代表取締役を退任しております。
8. 監査役岩橋修氏は、株式会社タクマの社外監査役を平成28年６月28日付で退任し、同日付で同社社外取締役（監査等委員）に就任しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社の定款に基づき、法令が規定する額の範囲内としております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	5名 （2）	61,200千円 (8,400)
監査役 （うち社外監査役）	4 （3）	19,800 (12,600)
合計 （うち社外役員）	9 （5）	81,000 (21,000)

（注）1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年９月20日開催の第31期定時株主総会において、年額400,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成20年９月25日開催の第32期定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当該法人等と当社との関係

- 取締役桝田直氏はスギホールディングス株式会社の代表取締役社長を兼務しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。
- 取締役和田弘嗣氏は和田事務所の代表を兼務しておりますが、同所と当社との間には特別の関係はありません。
- 監査役宮川勝之氏は東京丸の内法律事務所のパートナーを兼務しておりますが、同所と当社との間には特別の関係はありません。
- 監査役若林利明氏は有限会社若林リサーチの代表取締役を兼務しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。
- 監査役岩橋修氏は公益財団法人警察育英会の専務理事、株式会社タクマの社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、同法人および同社と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
取締役　桝　田　　直	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、経験豊かな経営者の観点から、議案に対して適宜発言を行っております。
取締役　和　田　弘　嗣	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、人事戦略的な観点から、議案に対して適宜発言を行っております。
監査役　宮　川　勝　之	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会15回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案に対して適宜発言を行っております。
監査役　若　林　利　明	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会15回の全てに出席し、幅広い経験を踏まえた客観的見地から、議案に対して適宜発言を行っております。
監査役　岩　橋　　修	当事業年度に開催された取締役会14回中、12回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会15回中、13回に出席し、警察行政の経験に基づくリスクマネジメントの観点から、議案に対して適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名　　称　　新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の監査業務に係る報酬等の額　　20百万円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　23百万円

(注)1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、監査計画の内容ならびに同業他社および同売上規模他社の会計監査人の報酬等の額に基づき、見積りを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項以外の非監査業務の内容

会計システムのリプレイスについてのアドバイザリー契約を締結し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合等には、監査役会が、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 過去２年間に業務停止の処分を受けた者に関する事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月間（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

③ 処分理由

・社員の過失による虚偽証明

・監査法人の運営が著しく不当

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 「行動基準」、「企業倫理綱領」、「コンプライアンス規程」、「役員コンプライアンス・マニュアル」等の内部統制構築の基礎となる各種規程・マニュアルを制定し、役員および全従業員の行動規範とし、実効性ある内部統制の構築を推進する。

② コンプライアンス対策の統括は取締役会で選任された、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが担い、コンプライアンス・ホットラインおよび労務ホットラインの設置による情報提供制度を構築し、運用する。

③　当社内部監査室は、当社グループの内部統制システムが有効に機能し、運営されているか調査し、整備方針・計画の実行状況を監視する。調査結果は、当社代表取締役社長に報告する。
④　社外取締役制度を採用し、企業経営その他の経験が豊富な社外取締役が取締役会に加わることで、代表取締役を含む取締役会の牽制機能を図る。
⑤　「行動基準」、「企業倫理綱領」および「反社会的勢力対応規程」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して妥協せず、反社会的な個人・グループ等からの不当、不法な要求には一切応じないことを宣言する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

①「文書管理規程」を徹底し、取締役の職務執行状況や取締役会議事録を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録して、適切に保存および管理（廃棄を含む）する。
②　取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
③　取締役は、法令および金融商品取引所の諸規則等に従い、開示すべき情報を適時かつ適正に開示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①「リスクマネジメント基本規程」を制定し、取締役および執行役員により主として構成されるリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループ全体の各種リスクを評価、分析し、発生したリスクを円滑に経営陣へ伝達する。
②「危機管理規程」を制定し、地震、火災、風水害、および風評等の危機対策に加え、ＢＳＥ、鳥インフルエンザその他の食の安全を脅かす予期せぬリスクの発生可能性を十分認識、警戒し、新たに生じた重大リスクについても「危機管理規程」に従い、社長が本部長、経営管理本部が事務局を務める危機対策本部を中心にすみやかに対応、対処する。
③　食に携わる企業として、食品の安心と安全を確保する体制を整備することが最優先であると認識し、品質管理委員会を設置し、当社グループ全体の平時の食品衛生管理を徹底するとともに、万が一問題が発生したときは、直ちに適切な対応を行う。
④　食の品質、安全、コンプライアンス、環境および情報セキュリティに係るリスク等について、「店舗マニュアル」、「コンプライアンス・マニュアル」、「情報管理規程」等を制定する。
⑤　ＩＴの活用を図るとともに、システムリスクの発生等ＩＴを利用す

ることにより生ずる新たなリスクの発生に対応すべく、ＩＴ監査をはじめとする適切な管理態勢とＩＴコンティンジェンシープランの整備を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 中期経営計画を策定し、当社グループ全体の経営目標を設定する。また、中期経営計画は、外的環境や内部資源の変化に柔軟に対応するべく毎年度見直しを行う。

② 中期経営計画に連動した年間行動計画を策定し、業績目標と予算を設定し、部門別および子会社別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じる。

③ 取締役会に付議すべき事項は、取締役会規程において定め、付議にあたっては、ビジネスジャッジメントルールに基づき、事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制を整備する。

④ 「取締役規程」、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」および「職務権限規程」において、業務執行の責任者、執行手続きを明確に定め、効率的な運用を図るとともに、重要な情報が適時かつ適切に関係者に伝達される仕組みを整備する。

⑤ 業界や取引先のＩＴへの対応状況および社内のＩＴ利用状況を理解し、内部統制におけるＩＴ全般統制およびＩＴ業務処理統制の方針を定め、その整備を行い、業務の効率化と財務報告の信頼性向上を図る。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社を含む業務プロセスの適切性について、金融商品取引法の要請を踏まえて策定される業務のフローチャートやリスクコントロールマトリックスも参考に「店舗マニュアル」を策定し、業務内容の適切性についても定期的に見直す。

② 「関係会社管理規程」に基づき、子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、内部通報制度（コンプライアンス・ホットラインおよび労務ホットライン）の子会社への適用および当社の内部監査部門にて子会社への業務監査を実施する。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性および適正性を確保ならびに金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備および運用を行い、その有効性を定期的に評価するとともに評価結果を取締役会に報告する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて合理的な範囲で配置する。また、当該使用人の任命、異動および評価等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

② 使用人は、監査役会の職務を補助するに際して、監査役会の指揮命令下で職務を遂行し、当該職務以外の業務を指示された場合にあっても監査役会の指示事項を優先的に処理する。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役会は、取締役および使用人が当社グループに重大な影響を及ぼす事項を監査役に直接報告することができる体制を構築する。また、当社グループの取締役および使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。

② 報告の方法については、取締役と監査役の協議により決定する。

③ 取締役は、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインや労務ホットラインへの通報状況およびその内容を監査役にすみやかに報告する。

④ その他、監査役は自ら必要と考える社内会議に随時出席し、また必要と考える事項の報告を役職員へ要請することができ、要請を受けた役職員は誠実かつ正直な報告が義務付けられる。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会に前項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除いて、すみやかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他の監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役会と代表取締役との間で、定期的な意見交換会を実施する。
② 監査役会に対して、専門の弁護士や公認会計士から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
③ 監査役が、取締役会を含む社内の重要な会議に出席し、また、社内各部門および各店舗を直接監査、さらには必要に応じ内部監査室に指揮命令を行うことにより、監査の実効性を高める。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、社会に存立する企業として、その社会的使命を自覚するとともに、高い倫理観を保持し、社会的な良識に従って行動し、社会の発展とお客様の生活向上に貢献するという「企業倫理綱領」の目的を達成するためにも、「行動基準」および「反社会的勢力対応規程」において、反社会的な個人やグループ等からの不当、不法な要求には一切応じないことを宣言する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期は、法令違反・不正行為等の早期発見およびそれらを未然に防止し、的確な管理・対応の方法を検討することで改善につなげ、リスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保していくことを目的とし、「リスクマネジメント委員会」を開催いたしました。また、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とし、「コンプライアンス・ホットライン」を当社指定の法律事務所に設置し、従業員からの法令等の違反に関する通報を受け付けております。さらに、働きやすい環境作りを目的とし、「労務ホットライン」を当社指定の社会保険労務士事務所に設置することにより、就業環境の変化に速やかに対応できる体制を整備しております。なお、通報のあった事項につきましては、適切な対応ならびに監査役への報告を定期的に行っております。
その他、主な運用状況については以下のとおりです。

(1) 重要な会議の状況

取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性を高めるため、社外取締役が常時出席しました。

(2) 監査役の職務の執行について

① 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社の代表取締役と適宜意見の交換を実施しております。
② 監査役は、内部監査室との間で、監査の結果等について積極的な連携を図れるよう、定期報告を行っております。

(3) 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、組織監査、業務監査、会計監査、関係会社監査および店舗監査を実施しております。

(4) 反社会的勢力排除について

当期においては、前期より継続して、取引先との契約書に、反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、新規取引先に対しては、反社会的勢力への該当の有無を調査する等、徹底的に反社会的勢力の排除に努めております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成28年６月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,605,151	**流動負債**	1,737,802
現金及び預金	4,085,197	買掛金	528,686
売掛金	144,289	未払金	186,661
原材料	33,521	未払費用	506,807
前払費用	295,711	未払法人税等	91,191
その他	46,431	未払消費税等	55,819
固定資産	6,723,145	前受金	12,423
有形固定資産	2,920,587	預り金	17,930
建物	1,788,497	前受収益	204,936
工具、器具備品	144,359	役員賞与引当金	20,000
土地	942,695	資産除去債務	44,913
建設仮勘定	45,035	その他	68,433
無形固定資産	18,052	**固定負債**	1,304,200
商標権	7,838	繰延税金負債	140,935
ソフトウェア	10,068	退職給付引当金	117,413
その他	145	資産除去債務	734,447
投資その他の資産	3,784,505	その他	311,403
投資有価証券	4,981	**負債合計**	3,042,002
関係会社株式	33,000	**純資産の部**	
出資金	30	**株主資本**	8,289,142
長期貸付金	1,154	資本金	2,390,503
差入保証金	3,421,050	資本剰余金	2,438,802
その他	331,373	資本準備金	2,438,802
貸倒引当金	△7,084	利益剰余金	3,459,836
		利益準備金	315
		その他利益剰余金	3,459,521
		別途積立金	3,100,000
		繰越利益剰余金	359,521
		評価・換算差額等	△2,848
		その他有価証券評価差額金	△2,848
		純資産合計	8,286,293
資産合計	11,328,296	**負債・純資産合計**	11,328,296

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年７月１日から
平成28年６月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		13,745,235
売上原価		3,514,186
売上総利益		10,231,049
販売費及び一般管理費		9,962,674
営業利益		268,374
営業外収益		
受取利息及び配当金	957	
受取賃貸料	23,725	
受取保険金	2,308	
貸倒引当金戻入額	1,916	
保険解約返戻金	27,300	
雑収入	10,373	66,582
営業外費用		
賃貸費用	7,767	
雑損失	2,720	10,487
経常利益		324,470
特別利益		
固定資産売却益	165	
受取補償金	67,144	
抱合せ株式消滅差益	25,533	
受取和解金	9,692	102,535
特別損失		
固定資産除却損	6,162	
店舗閉鎖損失	14,785	
減損損失	68,154	
その他	3,728	92,831
税引前当期純利益		334,173
法人税、住民税及び事業税	53,654	
法人税等調整額	△13,636	40,017
当期純利益		294,155

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年７月１日から
平成28年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
平成27年７月１日残高	2,390,503	2,438,802	2,438,802	315	3,100,000	295,557	3,395,872	8,225,178
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△230,192	△230,192	△230,192
当期純利益	－	－	－	－	－	294,155	294,155	294,155
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	63,963	63,963	63,963
平成28年６月30日残高	2,390,503	2,438,802	2,438,802	315	3,100,000	359,521	3,459,836	8,289,142

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年７月１日残高	1,865	1,865	8,227,043
当事業年度中の変動額			
剰余金の配当	－	－	△230,192
当期純利益	－	－	294,155
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	△4,713	△4,713	△4,713
当事業年度中の変動額合計	△4,713	△4,713	59,250
平成28年６月30日残高	△2,848	△2,848	8,286,293

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係子会社株式…… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…… 当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料…… 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法（平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備並びに構築物は定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　10～18年

工具、器具及び備品　３～10年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金…… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金…… 役員に対する賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金…… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数３年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 消費税等の会計処理について
税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更
(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
この変更による営業利益、経常利益、当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記
有形固定資産の減価償却累計額　3,491,034千円

4. 損益計算書に関する注記
減損損失
当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。
（単位：千円）

用途	場所	種類	減損損失
本社	東京都豊島区	建物等	32,778
店舗	東京都新宿区他	建物等	35,375

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗をグルーピングしており、店舗閉鎖の意思決定が行われた場合または営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合に減損を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
また本社移転の意思決定により使用が見込めなくなった資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
その種類ごとの内訳は、建物 57,515 千円、工具、器具及び備品 5,388 千円、ソフトウェア 5,250 千円であります。
なお、回収可能価額は正味売却価額または使用価値により算定しております。正味売却価額について、売却予定資産については契約額、除却予定資産については、処分価額を０円として算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを 0.9%で割引いて算出しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスの場合には０円として算定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式総数　普通株式　14,387,000株

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年9月25日 定時株主総会	普通株式	115,096千円	8円	平成27年6月30日	平成27年9月28日
平成28年2月12日 取締役会	普通株式	115,096千円	8円	平成27年12月31日	平成28年3月8日

(3) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成 28 年 9 月 21 日開催の定時株主総会に、次のとおり付議しております。

普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	115,096 千円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	8円
④ 基準日	平成 28 年 6 月 30 日
⑤ 効力発生日	平成 28 年 9 月 23 日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,177千円
未払賞与	33,291千円
未払事業税	12,772千円
前受収益	46,272千円
退職給付引当金	36,046千円
減損損失	116,857千円
資産除去債務	239,353千円
繰越欠損金	1,764,590千円
その他有価証券評価差額金	874千円
その他	48,554千円
繰延税金資産小計	2,300,789千円
評価性引当額	△2,300,789千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△140,935千円
繰延税金負債合計	△140,935千円
繰延税金資産の純額	△140,935千円

7． 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資金運用は、短期的な預金や安全性の高い金融資産に限定し、資金調達は、銀行等金融機関からの借入による方針であります。なお、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期月であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等によるリスク）の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、差入保証金については、取引開始時に信用判定を行うとともに契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券は、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

資金担当部門が資金繰表を作成するとともに、手許資金と当座貸越契約により、適切な手許流動性を確保することで流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年６月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金及び預金	4,085,197	4,085,197	－
(2) 売掛金	144,289	144,289	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	4,981	4,981	－
(4) 差入保証金(*1)	3,312,898		
貸倒引当金(*2)	△6,864		
	3,306,034	3,306,034	－
資産計	7,540,503	7,540,503	－
(5) 買掛金	528,686	528,686	－
負債計	528,686	528,686	－

(*1) 差入保証金は、将来返還されない金額を控除しております。
(*2) 差入保証金に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらの大半は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、合理的に見積もった支払予定時期に基づき、元利金の合計額を、決算日現在の国債利率で割り引いて算定しております。なお、国債利率がマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

負債

(5) 買掛金

買掛金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 関係会社株式に計上されている非上場株式（貸借対照表計上額33,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、東京都において、賃貸用の土地建物を有しております。平成28年６月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は15,958千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

（単位：千円）

貸借対照表計上額			決算日における時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
289,805	△1,532	288,273	230,538

（注）1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

減少は、減価償却費 1,532千円

3. 時価の算定方法

当事業年度末の時価は、主として「路線価」及び「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額によっております。

9. 持分法損益等の状況に関する注記

該当事項はありません。

10. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を取得から５年～15年と見積り、割引率は0.1%～1.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	860,452千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	34,522千円
見積りの変更による増加額	△3,071千円
時の経過による調整額	8,643千円
資産除去債務の履行による減少額	△121,185千円
期末残高	779,361千円

(注) 当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、当初見込額を下回る見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更による減少額を変更前の資産除去債務から3,071千円減算しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	575円96銭
(2) １株当たり当期純利益金額	20円45銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年８月17日

株式会社三光マーケティングフーズ
取　締　役　会　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新　居　伸　浩　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　栄　野　正　成　㊞

当監査法人は、会社法第 436 条第２項第１号の規定に基づき、株式会社三光マーケティングフーズの平成 27 年７月１日から平成 28 年６月 30 日までの第 40 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため

に、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までの第 40 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

一　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。

二　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室その他使用人等からその構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員等及び新日本有限責　任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

三　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審

議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年８月19日

株式会社三光マーケティングフーズ　監査役会

常勤監査役　中村弘樹　㊞

監査役　宮川勝之　㊞

監査役　若林利明　㊞

監査役　岩橋　修　㊞

（注）　監査役宮川勝之、監査役若林利明及び監査役岩橋修は、社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な課題としており、収益力の向上および財務体質の改善を図りながら、長期的かつ安定した配当および利益還元を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、基本方針、当事業年度の業績、今後の事業展開および経営環境等を勘案し、下記のとおり１株につき８円とさせていただきたく存じます。

＜期末配当に関する事項＞

① 配当財産の種類
　金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき 金８円
　配当総額　金115,096,000円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成28年９月23日

第２号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 本店所在地の変更について

今後の事業拡大に向け、意思決定の迅速化および業務の更なる効率化を図るため、定款第３条の一部を変更するものであります。なお、本変更につきましては、平成29年６月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日に効力が生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。

(2) 責任限定契約を締結できる役員の範囲の変更について

今般の会社法第427条改正により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が拡大されたことに伴い、非業務執行取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第29条の一部を変更するものであります。なお、この規定の一部変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都豊島区に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。
第４条～第28条　（条文省略）	第４条～第28条　（現行通り）
第29条　（条文省略） ２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額の範囲内とする。	第29条　（現行通り） ２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額の範囲内とする。
第30条～第45条（条文省略）	第30条～第45条（現行通り）
（新　設）	（附　則） 第３条（本店の所在地）の規定変更は、平成２９年６月３０日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、効力発生日経過後、削除する。

第３号議案　取締役６名選任の件

本総会終結の時をもって取締役５名全員は任期満了となります。つきましては今後の事業拡大ならびに営業力および商品開発力を強化するため１名を増員し、取締役計６名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ひら　ばやし　たか　ひろ 平　林　隆　広 （昭和49年11月25日生）	平成10年６月　当社入社 平成10年６月　取締役 平成13年６月　取締役総務部長 平成14年４月　常務取締役社長室長 平成14年６月　有限会社神田コンサルティング取締役（現任） 平成14年７月　常務取締役営業本部長 平成16年１月　代表取締役専務取締役営業本部長兼開発本部長 平成16年７月　代表取締役専務取締役営業本部長兼営業推進本部長 平成17年７月　代表取締役専務取締役営業本部長 平成20年６月　代表取締役専務取締役営業ユニット担当 平成20年７月　アジアンエイト株式会社（現　当社）代表取締役 平成23年５月　代表取締役専務取締役開発本部長 平成25年９月　代表取締役社長開発本部長 平成26年７月　代表取締役社長（現任）	2,766,000株
	【取締役候補者とした理由等】 当社の事業の立て直しに取組み、経営全般において、その役割を担ってまいりました。これまでの当社を牽引してきた実績を踏まえ、今後の事業拡大・企業価値向上に向け、適任であると判断したため、取締役候補者といたしました。		
2	なか　ざと　とも　ひこ 中　里　友　彦 （昭和49年９月19日生）	平成２年３月　株式会社バーミヤン（現　株式会社すかいらーく）入社 平成14年10月　当社入社 平成18年１月　営業本部地区長 平成23年３月　第４営業部チーフエリアマネジャー 平成23年８月　第５営業部長 平成24年５月　東京チカラめし事業部長 平成25年４月　執行役員東京チカラめし事業部長 平成26年１月　執行役員営業本部長 平成26年９月　取締役執行役員営業本部長 平成26年10月　取締役執行役員居酒屋営業本部長 平成27年10月　取締役執行役員第一営業本部長 平成28年７月　取締役執行役員営業本部長（現任）	500株
	【取締役候補者とした理由等】 長年にわたり当社の主要業態の運営や開発に携わっており、外食業界全般に関する知識、幅広い視点を持ち合わせていると判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 ※	なか むら もと あき 中村元昭 （昭和38年３月24日生）	昭和60年３月　宝酒造株式会社入社 平成11年９月　当社入社 平成14年11月　月の雫事業部統括エリアマネジャー 平成16年４月　有限会社フォーフィール設立　代表取締役専務 平成19年11月　株式会社Ｒ＆Ｃ（現　株式会社一丁。株式会社ヴィア・ホールディングス連結子会社）入社 平成20年11月　株式会社紅とん（株式会社ヴィア・ホールディングス連結子会社）統括営業部長 平成23年６月　株式会社扇屋コーポレーション（株式会社ヴィア・ホールディングス連結子会社）商品本部紅とん商品部長兼扇屋購買担当 平成26年７月　当社入社　新業態開発チーム担当部長 平成27年３月　執行役員商品本部長 平成27年10月　執行役員第二営業本部長兼商品本部長 平成28年７月　執行役員インキュベーション本部長兼ＭＤ本部長（現任）	０株
	【取締役候補者とした理由等】 購買物流及び業態開発を中心に、外食業界全般に関する知識、幅広い視点を持ち合わせており、その経験は当社の事業拡大において必要であると判断したため、取締役候補者といたしました。		
4	なが さわ なる ひろ 長澤成博 （昭和42年11月30日生）	平成９年10月　株式会社光通信入社 平成12年６月　同社経営管理本部法務統轄部長兼広報部ＰＲ担当部長 平成13年１月　ジェイフォン東日本株式会社（現　ソフトバンク株式会社）入社 平成15年６月　同社法務渉外本部法務グループリーダー 平成18年１月　同社法務渉外本部コンプライアンスグループリーダー 平成19年１月　当社入社　社長室長 平成19年９月　取締役社長室長 平成20年１月　取締役総合企画ユニット担当 平成22年12月　常務取締役経営管理ユニット長兼人事総務部長 平成23年３月　常務取締役営業本部長 平成23年５月　株式会社三光ＦＣシステムズ（現　当社）代表取締役 平成24年８月　常務取締役経営管理本部長 平成25年２月　常務取締役執行役員経営管理本部長 平成26年10月　常務取締役執行役員日常食営業本部長 平成27年７月　常務取締役執行役員（現任）	2,000株
	【取締役候補者とした理由等】 法務およびコンプライアンスに関する経験や知識を活かし、経営全般において、その役割を担ってまいりました。また、対外折衝においての推進力は、今後において非常に重要であると判断したため、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	ますだ　ただし 桝田　直 (昭和26年5月19日生)	昭和49年4月　ジャスコ株式会社（現　イオン株式会社）入社 平成15年4月　スターバックスコーヒージャパン株式会社代表取締役最高執行責任者 平成17年6月　株式会社コクミン代表取締役社長 平成19年9月　当社社外取締役（現任） 平成22年5月　スギホールディングス株式会社代表取締役社長（現任）	0株
	【取締役候補者とした理由等】 小売業ならびに経営トップとして培ってきた知識、経験等を活かして、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制をさらに強化できると判断したため、社外取締役候補者といたしました。		
6	わだ　ひろつぐ 和田弘嗣 (昭和29年7月15日生)	昭和53年4月　藤沢薬品工業株式会社（現　アステラス製薬株式会社）入社 昭和61年10月　マスターフーズ株式会社（現　マースジャパン株式会社）入社 平成5年10月　日本メドトロニック株式会社入社 平成10年4月　同社取締役人事・総務本部長 平成10年12月　株式会社ＢＭＧファンハウス入社 平成11年10月　同社取締役ＨＲ本部長 平成13年12月　日本ボール株式会社入社 平成15年1月　同社執行役員人事・法務・総務・広報担当 平成17年1月　同社グループアジア/パシフィック（Pall Asia & Pacific）代表 平成18年2月　株式会社ファーストリテイリング入社 グループ執行役員人事担当 平成21年8月　株式会社アデランス・ホールディングス（現　株式会社アデランス）入社 執行役員人事担当 平成24年4月　和田事務所代表（現任） 平成25年9月　当社社外取締役（現任）	0株
	【取締役候補者とした理由等】 人事領域を中心に、経営陣の一員として培ってきた知識、経験等を活かして、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制をさらに強化できると判断し、社外取締役候補者といたしました。		

（注）1.　※は新任の取締役候補者であります。
2.　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3.　長澤成博氏は、非業務執行取締役候補者であります。
4.　桝田直氏と和田弘嗣氏は、社外取締役候補者であり、当社は、両氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
5.　桝田直氏は、現在当社の社外取締役でありますが、当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって９年であります。
6.　和田弘嗣氏は、現在当社の社外取締役でありますが、当社の社外取締役に

就任してからの年数は、本総会終結の時をもって３年であります。

7. 当社は、現行定款において、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を法令が規定する額の範囲内とする契約を締結できる旨を定めており、社外取締役候補者である桝田直氏および和田弘嗣氏との間で、会社法第423条第１項の責任につき、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として、当社に対して賠償すべき額は、法令が規定する額の範囲内とし、この範囲を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しております。桝田直氏と和田弘嗣氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約の効力は継続されます。また、長澤成博氏の再任が承認された場合には、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場：**ハイアットリージェンシー東京**
地下１階「センチュリールーム」
東京都新宿区西新宿二丁目７番２号
ＴＥＬ　０３－３３４８－１２３４

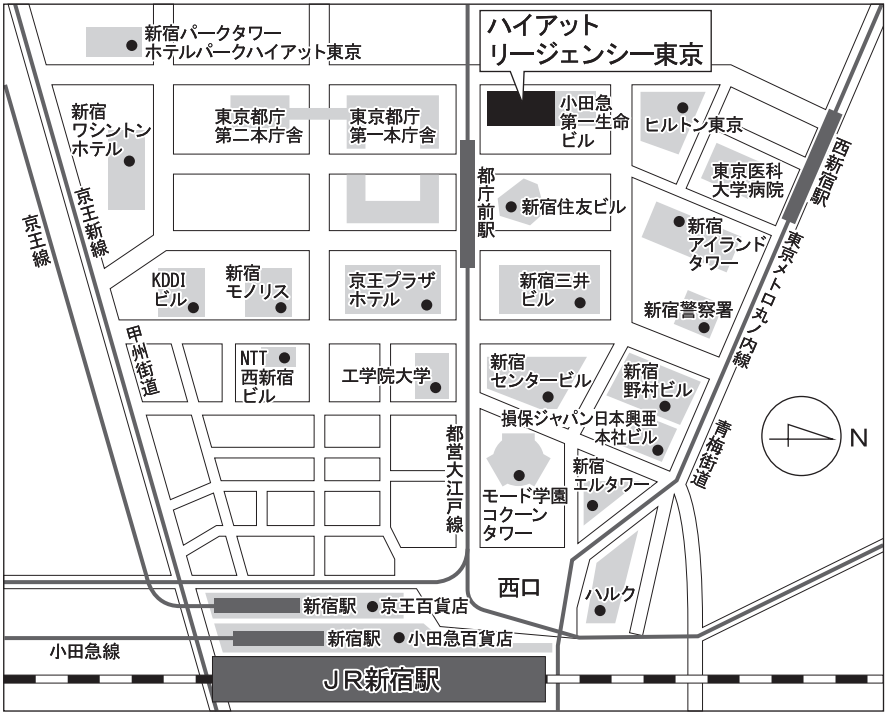

交通　○都営地下鉄大江戸線　都庁前駅より徒歩３分（Ａ７出口）
ＪＲ　新宿駅西口より徒歩12分（地下通路を都庁方面へ直進）
東京メトロ丸ノ内線　西新宿駅より徒歩７分

※当日は、お車でのご来場はご遠慮願います。